

帯広市 市民提案型協働のまちづくり支援事業

【Motto おび広がる プロジェクト】 令和7年度実施事業申込書(スタートアップ部門)

申込日 令和 6年 8月 1日

1. 団体について

(1)団体名/設立年月	おびひろくらぶ		令和 6年 1月
(2)団体の所在地等 ※事務所やHPがない場合は記載不要	〒/住所 080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地 電話番号 0155-65-4130 E-mail active@city.obihiro.hokkaido.jp HP http://www.city.obihiro.hokkaido.jp		
(3)代表者 及び 連絡担当者	代表者氏名 帯 ひろし 役職 代表	連絡担当者氏名 帯 ひろよ 役職 副代表	
(4)連絡先	〒 080-0015 住所 帯広市西5条南7丁目2番地 電話番号 0155-24-4111 E-mail 同上	〒 住所 全て左に同じ 電話番号 E-mail	
(5)構成人数、 主な構成員 ※市内在住・在勤・在学者は 「氏名」の左にチェック	6 名 (うち市内在住・在勤・在学者 5 名)		
	☒ 氏名 帯 ひろすけ	☒ 氏名 広 おびお	
	☒ 氏名 帯 ひろこ	☐ 氏名 広 おびよ	

2. 提案事業について

(1)提案事業名 (テーマ)	Motto おびひろの市民活動を盛り上げるプロジェクト
(2)提案事業の 概要	<u>なぜ、応募しようと思ったのか？</u> (解決したい課題または把握している市民ニーズなど) 帯広市には、NPO や一般社団法人、サークル (以下、団体) が沢山ありますが、自分の所属している団体以外の情報はなかなか入手できず、他の団体との連携を考えている団体が情報収集に苦労しているそうです。 帯広市ホームページ内には、色々な団体の情報を掲載している「市民協働アクション」というものがありますが、これを活用した取り組みを進めることで、この課題を解決できるのではないかと考えました。 <u>何を、どのようにやるのか？</u> (事業の内容・回数・参加人数、実施方法、活動スケジュールなど) 1. 市民協働サミットの開催 (年1回、秋頃開催、会場はとかちプラザ、50人参加を想定) ・「市民協働アクション」に掲載している団体が一堂に会して、日頃の活動の課題や新しく考えている取り組みなどを意見交換する場を設けて、各団体の今後のモチベーションアップを図ります。 ・同時開催で、外部の有識者を招き、「団体の連携」「団体のあり方」といったテーマで講演をいただくほか、サミットにも参加いただいて有効なアドバイスをいただきます。

(3) その他、アピールしたい点 (事業の独自性や団体の強みなど)	私たちが知る範囲ではありますが、前頁に書いた事業は前例がないようですので、帯広の市民活動を盛り上げる方法としては、チャレンジしてみる価値はあると思います。 私たちはまだ具体的な活動実績はありませんが、メンバーそれぞれ他の団体を経験したことがあるので、ノウハウはあります。 また、「市民協働アクション」の活用にあたっては、恐らく、市の職員の皆さんからアドバイスをいただく必要があると思いますので、ご協力いただけると幸いです。 今回、上手くできましたら、引き続き、団体を盛り上げるような活動を展開していきたいと考えていますので、よろしくお願いします！
--------------------------------------	---

3. 収支予算について

(1) 収入の内訳(会費、寄付金、補助金、自己負担 など)		
項 目	内 容	予 算 額
帯広市補助金	Motto おび広がるプロジェクト補助金	100,000
自己負担		10,000
合 計		① 110,000
(2) 支出の内訳(消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会場使用料、保険料 など)		
項 目	内 容	予 算 額
消耗品費	事務用品代	8,000
印刷製本費	サミットで配布するパンフレットおよび周知用チラシ代	40,000
通信運搬費	サミットの案内に係る郵便料金	20,000
会場使用料	とかちプラザ(備品借用料含む)	10,000
報償費	有識者への謝礼(交通費・宿泊費込)	30,000
保険料	ボランティア保険	2,000
合 計		② 110,000

※事業申込書の記入欄に書き切れない場合は、任意の用紙をご用意いただき添付してください。

※収支予算の合計額(上記の①と②)が同額となるようにご留意ください。

添付書類

- ☒ 定款・規約・会則等の写し ※作成している団体のみ
- ☒ 講師の経歴等がわかる資料 ※外部講師の活用を予定している団体のみ

申請者は、帯広市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者ではないことを誓約します。

申請者がこれらの者に該当することが判明した場合には、補助金等の交付の決定の全部又は一部が取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

また、上記の誓約内容を確認するため、帯広市が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。